

「茅ヶ崎市みどりの基本計画」みどり審議会委員評価 総括表

令和元年度第3回みどり審議会
令和2年1月7日
資料1

施策の方針

みどりの創出：公共施設緑化・整備の推進

施策番号	施策名	後期期間の主な成果	後期期間の主な課題	担当課	みどり審議会委員意見
29	(仮称)小出第二小学校用地の活用 (優先施策)	教育委員会内部検討会議を開催し、今後の方向性を検討しましたが、具体的な活用方法を見出すには至りませんでした。	周辺環境や小出暫定スポーツ広場としての利用状況に配慮しつつ、(仮称)小出第二小学校用地の活用についての方向性を検討する必要があります。	青少年課 教育政策課	29 「(仮称)小出第二小学校用地の活用」に関しては、どのような検討結果を得ているのか。里山ランドスケープを活用した自然とのふれあい施設は有益であり、前向きな検討が望まれる。教育関係部局と環境関係部局の密な協力体制が期待される。用地の周囲は子供達が植樹し名札をつけ、木の成長観察の場にする。広場は草原にし適度な草刈りをする。小学校高学年から中学生などは歩いていく遠足の場にするなど、子どもが自然と触れ合える空間整備を望みます。近隣学区の子ども達に理想像を描かせる。(C) 方向性を検討した程度では成果が出ていません。(E)
30	公共施設緑化推進指針の作成	公共施設緑化については、「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しの中で検討を行いました。近年の施設の複合化や施設の目的などから、一律に緑化に関する基準を設けることはできないと判断しました。質の確保された緑化を目指すこととし、景観みどり課とも協議するよう庁内に周知しました。	公共施設の整備に併せて質を確保した緑化を行うため、丁寧確実な協議が必要です。	景観みどり課	30 量的確保に加え、質の向上に関する取り組みを今後具体的に検討して欲しい。「公共施設緑化推進指針の作成」に関しては、「景観みどり課とも協議するよう庁内に周知した」とあるが、周知の仕方はどのような方法だったのか。丁寧確実な協議は重要であり、その重要性が他部局に伝わるよう周知することが重要である。学校庁舎の屋上緑化・壁面緑化は管理が大変、水分補給が困難、経費もかかる。このような緑化をするより校庭まわり、校舎のまわりに緑の木を増やしてください。公共施設「ハマミーナ」や近くのショッピングなどに見られます。(C) (E)
31	公共施設(新築・改築)緑化の推進	茅ヶ崎公園体験学習センターの設計に則り、既存クロマツの保全に配慮した配置とするとともに、茅ヶ崎の在来種に配慮した植栽を施設1階回り及び2階テラスに設置しました。(仮称)歴史文化交流館整備事業の建築設計における植栽計画にあたり、景観アドバイザーとの協議やみどり審議会への報告を行い、茅ヶ崎の植生に配慮した計画としました。	公共施設の整備に併せて質を確保した緑化を行うため、丁寧確実な協議が必要です。	景観みどり課	31 茅ヶ崎公園体験学習センター、(仮称)歴史文化交流館整備事業の設計に際して緑化に配慮した点は評価できる。公共施設の緑化。良いことだと思いますが、経費安く管理しやすいことも検討してください。屋上ですと緑を見ることもできません。管理も大変なので止めていただきたい。校庭のまわりに木がしげっていればながめることもできるし、夏の緑陰も提供してくれます。住民に先に投げかけて、緑化のフォローは地域住民にまかせる。フォローを含めて住民自体が責任を持つ。季節の花の植え替え、水やりなどに子ども達を含む学校の取り組みになればと。(C) 公共施設全体においてどうであったか、2施設のみができていても全体から見れば概ねとは言えません。(C)

合計3施策

A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
		2	3	

審議会としての評価

施策の方針の評価

公共施設に限らず緑化の指針を検討したいですね。
どれも将来を見通したていねいな対応が必要です。

施策の方針

みどりの創出：学校緑化の推進

施策番号	施策名	後期期間の主な成果	後期期間の主な課題	担当課	みどり審議会委員意見
32	学校ビオトープの推進	松浪小学校、鶴嶺小学校、鶴が台中学校、円蔵中学校、西浜中学校、第一中学校、北陽中学校に対して地域のボランティアと協力して身近な生きものの観察会を行いました。 特に、西浜中学校では、チガヤ草地を動植物の生息・生育に配慮した刈り方としたことで、総合学習の際にツチイナゴ等の成虫越冬している姿を観察することができました。	各学校ごとに異なる環境や特色を踏まえて推進していく必要があります。 より多くの各学校との連携強化の必要があります。	青少年課 教育政策課	32 実際に市内の何校にビオトープが導入されているのか分からないので評価が難しい。 ビオトープ推進が目標であるものの成果をあげるに至っていない。地域の生態系ネットワークの補完も目的であることから学校ビオトープや学内の植栽等総合的な計画をたてることが望まれる。 鶴嶺小では学校の片すみに小さな田んぼを作り、お米の収穫体験をしています。お米だけでなく水生水物の観察、水の役割等多方面の学びができました。 ビオトープもあるといいですね。(B) 学校の生徒たちを企画に参加させる。(C) せっかく作ったビオトープが荒廃している学校もあり各学校にも温度差がある。また、各年度でも差がある。(D)
33	学校緑化の推進	小中学校において敷地内の樹木等の生育や施設に影響のない範囲でみどりカーテンを行うなどして自主的な緑化の推進に取り組むとともに各学校からの樹木の剪定、維持管理要望に対し専門業者による樹木の植樹、適正管理等を図りました。 特に、汐見台小学校では、学校緑化の推進のため、小学校屋上に設置した田んぼ、畑及び庭園の維持管理を行いました。	校庭芝生化については、モデル校で敷地の一部を使い実施しておりますが、近年、学校によっては芝の育成状態があまり良くありません。 運動場の芝生化を広く実施していくには、芝を育成するため、芝生箇所の使用不可期間を設ける必要があるなどの課題があります。	教育施設課	33 緑化は実施後の適切な維持管理が前提となる。維持管理計画を立てて持続的に行うこと。 屋上緑化は管理がむずかしくあえて必要ないと思います。(D) 学校により用務員さんの仕事になっている。地域住民も協力してくれる時代です。茅ヶ崎養護学校芝生のグランド化の成功。地域住民の協力が必要。(C) これも一部学校が実施しているができない学校はいつまでも検討のテーブルに上がらない。(D)

合計2施策

A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
		3	2	

全体評価

施策の方針の評価

学校ビオトープの支援はNPOや企業、市民と連携して進められると良いと思います。
教職員だけでなく、緑と児童生徒のあいだをコーディネートする職能を持った職員が必要ではないかと思っています。

施策の方針

みどりの創出：道路緑化の推進

施策番号	施策名	後期間間の主な成果	後期間間の主な課題	担当課	みどり審議会委員意見
34	街路樹緑化の推進	新湘南国道及びさがみ縦貫道路の側道植樹帯へ新しい樹木等を国に要望し、植樹しました。	国道、県道の街路樹の適正な維持管理を行っていただくため、市民等からの連絡には迅速に対応し、道路管理者に報告する体制を継続していきます。	広域事業政策課	<p>34 地域にふさわしい緑化ができたかどうかは微妙だが、一定量の整備を行ったことは評価できる。 道路ではまず多様な利用者の安全確保が求められる。また街路樹の適切な維持管理が重要となる。自転車走行空間整備と植栽帯整備の両立に関して、関連部局間の連携は適切に行われているか。また公園管理課が課題としてあげた「優先順位」の基準はどのように設定されているのか。 街路樹の緑化は良いと思います。景観も良くなりますし空気の浄化、騒音を弱める効果があります。(A) 地域の自治会にまず投げかける。(C)</p> <p>35 地域にふさわしい街路樹を育てると景観上もいいです。(A) 余り伸びすぎず落葉のないものが好まれる。地域住民の要望も必要。(C)</p> <p>36 街のポケットパークに花を植えたり木があつたりするとうるおいの街になっていいです。地域の方で管理すればお互いのコミュニティの場にもなると思います。(A) 管理も地域にまかせる。(C)</p>
		香川甘沼線道路改良工事において、植樹帯を24.6m整備中です。(H31へ繰越)	自転車走行空間整備の需要が高まっており、限られた空間の中で、自転車走行空間整備と植栽帯整備の両立が困難になってくるものと考えられます。	道路建設課	
		茅ヶ崎市内を5地区に分けて、交通安全の確保及び良好な環境維持等に努めました。平成30年度からは、提案型民間活用制度事業により、市内の公園街路樹等の植栽について一括した管理を行い、計画的かつ効率的な植栽管理に努めています。	限られた予算の範囲内で実施するため、優先順位を考慮して計画的に実施する必要があります。	公園緑地課	
35	街路樹リニューアルの推進	柳島小和田線の街路樹リニューアルについて、景観みどり課、公園緑地課両課で連携を図りつつ実施することができました。	柳島小和田線の街路樹リニューアルにかかる樹木の根付については、経過観察をする中で良好であることを確認していますが、地被植物等の植え替えについては引き続き地域と連携していく必要があります。	公園緑地課	
36	ポケットパークの整備	後期間中は、道路整備後に残地が発生した案件がなかったため、実績はありません。整備したポケットパークの適切な維持管理に向け、広域事業政策課と公園緑地課で調整を行いました。	予算が少ない中で管理を実施するため、除草等の優先順位等を考慮しなければなりません。	広域事業政策課 公園緑地課	

合計3施策

A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
1		3	1	

全体評価

施策の方針の評価

ポケットパークは面積も限られるため、なかなか難しいと思いますが、市民に活用されるものを工夫していく必要があると思います

街路樹のライフサイクル全体のプランを立てるべきです。

施策の方針

みどりの創出：公園・緑地の整備

施策番号	施策名	後期間の主な成果	後期間の主な課題	担当課	みどり審議会委員意見
37	市民の森の再整備 (優先施策)	市民活動団体「市民の森ワーキング」とともに、定例的に、市民の森の再整備や当地でのイベント実施等に関するワーキングを実施しました。	「市民の森」での体力を使う作業にも対応できるよう、市民活動団体「市民の森ワーキング」のメンバー増員の必要があります。	公園緑地課	37 再整備に関するワーキング等が継続されていることは評価できる。 市民の森は子ども達の自然とのふれあいの場としては良いと思います。(B) 子どもの意見をまとめてその対応を広報する。交通手段の不足。(C)
38	(仮称)柳島スポーツ公園 の整備 (優先施策)	平成27年度は関係機関や庁内関係課とみどりの保全施策について協議を重ねながら実施設計を完了し、平成28、29年度に建設工事(本体工事)を施工、平成30年3月25日に開園しました。	みどりの保全施策と一体となった公園整備を進める一方で、隣接する農地や小学校に対する周辺環境への影響を配慮した施工が必要となりました。	スポーツ推進課	38 (仮称)柳島スポーツ公園が実際に開園まで至ったことは評価できる。
39	身近な公園の整備 (借地公園含む) (優先施策)	提供公園、借地公園及び柳島スポーツ公園を設置することができました。数か所の公園候補地を抽出し、地元自治会と協議したが、用地取得交渉まではいたりませんでした。	用地の確保とともに、公園設置に対する地域、特に近隣にお住いの方々の十分な理解を得ることが重要となります。 借地公園の継続性と、相続発生時等の買い取り要望に対する財源確保の方策を検討していく必要があります。	公園緑地課	39 数カ所でも身近な公園を確保した点は評価されるが、今後は利用面での必要性を考慮した確保に努めてほしい。 地域により差があるので地元以案を提案してもらう。(C) 公園の整備の時には、子どもが遊べる遊具や体作りができる器具も設置してください。(B)
40	湘南海岸公園の整備促進 (優先施策)	湘南海岸公園の一部でもある、茅ヶ崎海岸グランドプラン関連の協議は神奈川県と継続的に行っていますが、湘南海岸公園自体の整備促進については、県に整備要望を伝えるにとどまっています。	神奈川県による整備の具体策(意向)が見いだせないことです。	公園緑地課	40 海辺の野草が生き続けれる場所を作ってほしい。(C) まず望む姿をワークショップで策定する(県を巻きこむ、共催が望ましい)。(B) 茅ヶ崎漁港の周辺の整備について、未だに漁港の北側の土砂の山が手つかずにある。目立つ場所なので早急に手を付けるべきである。(E)
41	県立茅ヶ崎里山公園の 整備促進	県立茅ヶ崎里山公園は25年度末にほとんどの整備は完了し、全面的に利用が開始されています。	北部の自然環境を保全しつつ、公園の有効活用について関係機関と協議していくとともに、公園の外周道路の整備を進めていきます。	広域事業政策課	41 どこが良くてどこに課題があるかをまとめること。(B) (C) 県への働きかけを行っていないのであれば、働きかけを検討すべきでないか。
42	ビオトープの創出の推進	中央公園を起点としたみどりのネットワークの重要性を確認し、市庁舎敷地内の緑化に際し、「茅ヶ崎市のみどりづくりにおける手続及び基準等に関する条例」の規定以上の緑化面積を確保しました。 つつじ公園では、動植物の生息・生育のために草の刈り方を選択的に刈り残しや高刈りとし、市民活動団体と協力して生物多様性に配慮した管理を進めています。	ビオトープを創出、維持するために、庁内をはじめ、事業者や市民にビオトープに関する知識を深めてもらう情報提供が必要となります。	景観みどり課	42 「ビオトープの推進」という点における実施内容、成果がみえない。 子ども達で協同でワークショップを開催し生徒の意見をまとめる(中学生)。(B) 学校の校庭にもビオトープがあるといいですね。(A) 企業内にビオトープがあることを確認ができたなら市民が触れられるよう企業と交渉する必要がある。一歩進めてください。(D)

合計6施策

A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
	2	3		

全体評価

<p>施策の方針の評価</p> <p>市が進めることができる公園の整備は進んできたと思います。あとは今年のような台風など災害に対する対策が必要だと思います。</p> <p>作るものから使いこなすものへの移行が必要なので、使い手の市民の参画を増してほしいです。</p> <p>公園整備に関しては、概ね良好な取り組みが行われていると評価する。</p>

施策の方針

みどりの創出：河川のみどりのネットワークの推進

施策番号	施策名	後期間の主な成果	後期間の主な課題	担当課	みどり審議会委員意見
43	千ノ川整備事業の推進 (優先施策)【No.24再掲】	千ノ川の整備については、「千ノ川整備実施計画」に基づき、浸水対策を主眼とした整備を進めており、新千ノ川橋の上下流右岸の護岸整備工事を行いました。	「千ノ川整備実施計画」に基づき整備を行っていますが、計画策定にあたり、検討委員会での検討の結果、護岸のタイプや選定について、コンクリート護岸による整備計画となったため、多自然型護岸での整備は、実施していません。	下水道河川建設課	<p>43 相模川からの用水を千の川へ流す。(C) 多自然型護岸整備をできるだけ検討してください。(D) 最近の気象状況からみると”みどり”とかけ離れた整備をせざるを得ないと思いますので、施策内容を見直す必要がある。(C)</p> <p>44 場所によって市民が水辺に親しめるよう親水護岸の整備をしてください。(D) 地域住民に具体案を提示させる。樹木の希望もあれば良い。(C)</p> <p>45 管理用通路を親水護岸が併用できるよう工夫してください。(D) 地域の要望で植栽をしても要望当初の地域の住民をよく管理をするが、10年も経過すると忘れられている。その辺を良く見極めて整備する必要がある。(C)</p> <p>46 市内に少しでも緑が増えるよう河川沿いの緑を増して下さい。(C)</p> <p>47 上部緑化を積極的にお願いします。(D) (C)</p>
44	親水護岸の整備	千ノ川については、「千ノ川整備実施計画」に基づく整備を行っており親水護岸による整備を予定しておりません。 小出川支流の駒寄川沿いで(仮称)歴史文化交流館の整備に併せた良好な水辺空間の整備や水循環水環境に配慮した多自然型護岸などの設計を平成28年度までに、護岸整備工事を平成30年度までに行いました。	駒寄川における(仮称)歴史文化交流館の隣接区間の流路、護岸の整備は平成30年度までに完了しましたが、その中で特筆する課題はありません。	下水道河川建設課	
45	散策路(管理用通路)の整備	平成27年度において、菱沼雨水幹線開きよ部において連続した散策路の整備を行いました。(延長184m) 他の区間における散策路(管理用通路)の整備は、事業化には至りませんでした。	当分の間、浸水対策を目的とした護岸の整備を優先して進めており、散策路の緑化に必要な用地の確保や整備に着手できていないことが課題となっています。	下水道河川建設課	
46	河川沿い緑化の推進 【No.27再掲】	市民と県による小出川沿いの除草・清掃活動を行い(年2回)、河川環境の維持管理に努めました。	在来植物の保護について注意する必要があります。	広域事業政策課 景観みどり課	
47	下水道暗渠上部緑化の推進	具体的な取組みはありませんでした。	暗渠整備について、複数の地域の住民等と調整を行った経過はありますが、意見が多様であったり、現場条件が整わないなどの理由で、事業化が困難な場合が多くなっています。	下水道河川建設課	

合計5施策

A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
	1	3	1	

全体評価

施策の方針の評価

概ね順調に整備できたと思います。暗渠上部の緑化は課題なのですが、最近では暗渠を河川として復活させる例も多いですし、より幅広く検討する必要があると思います。

台風による災害をみると、河川周辺の土地利用に余裕を持つような都市計画の変更が待たれる。そのうえで、多自然川づくりを行えば、自然を蘇らせることができる。

事業ありきの施策が主なので特にありません。

地球温暖化にともなう気候変動により、河川災害が多発している。このような状況下において、治水を重視した整備が優先されることは理解できる。しかし、治水、利水、親水の河川整備は、相互のバランスを鑑みながら実施されることが望ましい。特に住民に対して丁寧かつ広範な環境を見据えたわかりやすい説明を繰り返し行うことを希望する。

施策の方針					
みどりの創出：地区の緑化推進					
施策番号	施策名	後期期間の主な成果	後期期間の主な課題	担当課	みどり審議会委員意見
48	緑化重点地区指定による緑化の推進（優先施策）	地区における生垣築造制度の優遇措置等を検討しましたが、具体的な制度の構築には至りませんでした。 平成30年度に策定した「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性がさき戦略」において、市民緑地制度をより効果的に運用することをめざし、市街化区域全体を緑化重点地区に設定しました。	引き続き優遇措置等の検討を進めるとともに、「市民緑地設置管理計画認定制度」など新たな制度の積極的な活用のための周知を行う必要があります。	景観みどり課	<p>48 緑化重点地区の成果が乏しい点はかなり厳しい。「地区における生垣築造制度の優遇措置」はどのような観点や要因が制度構築にとって課題であったのか。課題点を整理し効果的・効率的な推進方策について検討すべき。 「市街化調整区域全体を緑化重点地区に設定」したことは評価できる。茅ヶ崎駅は市来訪者の第一印象にあたえる印象は大きいです。駅ターミナルは緑があまりに少なすぎます。(E) それぞれの商店街の事業としてもらう。(C)</p> <p>49 香川駅前緑化してください。(E)</p> <p>50 (D) 小公園に合う樹木(大きくならない)が良い。</p> <p>51 新しい町並の緑に配慮してください。(D)</p> <p>52 本市の中心部である茅ヶ崎駅周辺の緑化はもっと積極的に行うべきである。駅前広場は茅ヶ崎市の顔です。もっと緑を増してください。(E) それぞれの商店街の事業としてもらう。(C)</p>
49	香川駅周辺緑化の推進	平成27年度から神奈川県、寒川町と連携し聖天橋架替事業に着手し、平成30年度に完了しました。 香川駅西口駅前広場の利用状況調査を実施し、植込みが整備されて景観が改善され快適性が向上したなどの回答を得ました。	香川駅西口駅前広場整備後は、聖天橋の架替や市道7115号線歩道整備事業を行っていますが、面的整備の予定がなく緑地の整備は困難です。	拠点整備課	
50	辻堂駅西口周辺整備事業との連携	赤松町地区土地区画整理事業において整備される公園(約1,530㎡)・広場(約3,290㎡)等について事業者及びまちから協議会と協議を行い、在来種を基本とした樹種とするように指導するとともに防災機能も兼ね備えた公園・広場とするよう事業者へ誘導を行いました。誘導の結果、一定規模以上の公園・広場・緑地整備を行うことができました。	整備された緑地の維持管理が課題としてありますが、地域の協力を得て進めています。	拠点整備課	
51	浜見平地区における緑化の推進	松尾川雨水幹線上部緑道化工事、松尾川雨水幹線(浜川原橋)水路改修工事、松尾川雨水幹線(B街区)緑道化工事を実施しました。	他の既存水路構造物を考慮したみどりの創出をデザインすることを、検討する必要があります。	拠点整備課	
52	茅ヶ崎駅周辺の緑化推進・充実	茅ヶ崎駅北口特別計画まちづくり地区において、景観計画の「景観形成基準」に適合するように景観誘導を図りました。また、公共施設計画案件については、景観まちづくりアドバイザーを活用した指導、誘導を行いました。茅ヶ崎駅周辺で活動している地域商店会等販売促進事業補助金団体が販売促進事業として、季節に応じた鉢物の設置や花壇への植え替えを行っています。	地区の緑化に向けては、様々な取り組みを継続する必要があります。	景観みどり課	

合計5施策

A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
	2	2		1

全体評価

施策の方針の評価

緑化重点地区指定はなかなか上手く行かなかったのですが、次期のみどりの基本計画では市民緑地制度なども含め、より幅広く取り組む必要があるでしょう。

将来をよく考えた整備を行うことが最終的には有効だと思う。

施策の方針

みどりの創出：民有地緑化の推進

施策番号	施策名	後期期間の主な成果	後期期間の主な課題	担当課	みどり審議会委員意見
53	緑化地域制度の導入 (優先施策)	導入について検討しましたが、市街化区域内の現況から、規定した際の開発行為が困難となる可能性が非常に高く、制度の構築には至りませんでした。		景観みどり課	53 優先施策の成果がないのは問題である。 (D) 優先施策なのに何も手が付けられないのはいかがなものか。努力目標制度でも良いと思います。 54 開発終了後の管理を確認する体制が必要です。(C) 55-58 対応がなされていないので、施策として設定したこと自体に疑問を感じる。何も手を付けないのは良くない。制度案だけでも作るべきではないか。 55 駐車場緑化への義務付けは必要です。(E) 56 マンション、戸建緑化はもっと強く進めてください。(E) 57 屋上・壁面よりも地面の緑、入口の緑を増してください。(E) 58 制度を活用し緑化が進むようお願いします。(D) 59 この事業は積極的に進めてください。(A)
54	茅ヶ崎市のまちづくりにおける 手続及び基準等に関する条例 の見直し (優先施策)	条例見直しの検討を行い、平成29年度より改正後の条例の運用を開始しました。	見直した条例を着実に運用する必要があります。	景観みどり課	
55	駐車場緑化の基準づくり	「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」の緑化の項目に駐車場緑化を位置づけることを検討しましたが、質を確保した安定した緑地とすることが困難であると判断したため見送りました。	民有地緑化の推進については、一つの視点(例：駐車場緑化、屋上緑化、沿道部緑化)のみの指導方法について検討するのではなく、一体的な指導方法の検討が必要です。	景観みどり課	
56	ランドスケープコード ガイドラインの作成	「茅ヶ崎市の緑の保全及び緑化の推進に関する条例」及び「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」の見直しと併せて議論を行いました。具体的な構築に至っていません。	民有地緑化の推進については、一つの視点(例：駐車場緑化、屋上緑化、沿道部緑化)のみの指導方法について検討するのではなく、一体的な指導方法の検討が必要です。	景観みどり課	
57	屋上・壁面緑化助成金 制度の創設	「茅ヶ崎市の緑の保全及び緑化の推進に関する条例」及び「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」の見直しと併せて議論を行いました。具体的な構築に至っていません。	安定的かつ適正な維持管理が行われることを担保することが必要です。	景観みどり課	
58	緑化施設整備計画認定 制度の活用	「茅ヶ崎市の緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の見直しに合わせ、緑化基準の検討の項目のひとつとして検討を行いました。国による税制優遇の期間が終了したことによる活用のメリットの低下などの理由で、位置づけを見送りました。	国による税制優遇の期間が終了したことにより活用のメリットが低下しました。	景観みどり課	
59	記念樹配布事業の実施	平成27年度(551件配布)、平成28年度(483件配布)、平成29年度(491件配布)の配布実績となりました。 なお、本事業は、戸建住宅の緑化、市民の緑化意識の啓発に一定の効果があるものですが、より効果を高めていくために第4次実施計画の検討過程において考え方を整理し、事業を廃止しました。	本事業の目的である民有地緑化の推進を継承するものとして制定予定の、戸建て住宅を広く「民有地」ととらえた「みどりのまちなみ推進補助制度」の周知が必要です。	景観みどり課	

60	グリーンバンク制度の創設	毎年数件の実績があります。	引き取りがなく成長しつつある樹木の活用等について検討が必要です。	公園緑地課	<p>60 記念樹として大切に育ててくれると思います。(A)</p> <p>62 生垣は緑の空間になり景観も美しい空気の浄化もあります。(A)</p> <p>63 景観重要樹木の指定増加や住民が指定された樹木を地域の樹木として認知、見守るための継続的な周知は重要である。指定して終わるのではなく、地域の樹木として認知してもらう工夫が必要と考える。また新たな景観重要樹木の指定のためにも社寺林等の実態調査は非常に大切である。文化資料という観点だけでなく、地域資源として調査活用を期待する。 社寺林のみどりは積極的に保存樹木に指定してください。(A)</p>
61	低層住居専用地域の敷地面積最低限度の指定	引き続き窓口等で敷地面積の最低限度に係る指定内容の周知及び指導を行いました。	指定の効果が現れるには、長い時間がかかります。	都市計画課	
62	生垣補助金制度による生垣緑化の支援	平成27年度から毎年度新たな生け垣築造に関して助成を行いました。民有地緑化の推進に有効な施策であると考えていますが、申請数の減少などから、より効果的に民有地緑化を推進するため、助成の条件等を見直し、他制度と統合した「みどりのまちなみ推進補助制度」としての制定を検討しました。	民有地緑化を推進するために検討している「みどりのまちなみ推進補助制度」の周知が必要です。	景観みどり課	
63	社寺などのみどりの保全	イベントの際に景観重要樹木等の周知を行いました。また、他資源(文化財等)を所管している関係課とサポート体制について協議を行いました。	指定された樹木の継続的な周知が必要です。	景観みどり課	
		神社を対象とした自然史に係る調査は平成22年に終了しており、「文化資料館調査報告22」にその結果を報告しています。寺院を対象とした調査は未実施です。	(仮称)歴史文化交流館の設計に平成28年度から取り組んでおり、設計を進める中で、新しい博物館の調査活動等についての検討を始めました。市内の北部地域に整備するための、その地勢を活かした博物館活動の検討を、今後の設計や建設を進めながら進めていく必要があります。	社会教育課	

合計11施策

A評価	B評価	C評価	D評価	E評価
	1	2		2

全体評価

施策の方針の評価

民有地の緑化についてはあまり進めることができなかったと思います。新たな計画では、市民緑地制度の活用を想定していますし、また2020年度にはグリーンインフラに対する交付金なども動き出すようですので、次の計画で積極的に取り組んでいければと思います。

最近になって、都市内の樹木が大木になって、台風による倒木や枝折れによる被害に伴って処理費用や近くにいる人の危険の原因となっている。これらに対する根本的な対策は、緑による新たな収入を確保して、管理費の一部に充てることである。

「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例」「茅ヶ崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に関する議論が具体的な構築に結びつかなかった課題点や要因はなんだったのか。一定的な指導方針はあるべき形であり、一方で部署連携や住民へのわかりやすい説明や啓蒙が必要となる。各条例や各部署が連携連動した方策が進むよう希望する。